

〔 調査結果の概要 〕

(注) 本概要は、医療施設を除く集計対象企業(「調査の説明」4及び7参照)についての結果をまとめたものである。

1 退職一時金制度

(1) 退職一時金の算定基礎(表1)【集計表第2表】

退職一時金制度を採用しているのは、調査産業計では134社で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは17社(制度のある134社の12.7%)、それ以外は116社(同86.6%)となっている。製造業では制度を採用しているのは80社で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは10社(制度のある80社の12.5%)、それ以外は71社(同88.8%)となっている。

調査産業計で退職時の賃金以外を算定基礎給とする116社のうち、「点数方式(職能等級、勤続年数等を点数(ポイント)に置き換えて算定する方式)」が94社(116社の81.0%)、「別テーブル方式(賃金と連動しない体系又はテーブルで算定する方式)」が16社(同13.8%)等となっている。製造業では退職時の賃金以外を算定基礎給とする71社のうち、「点数(ポイント)方式」が60社(71社の84.5%)、「別テーブル方式」が7社(同9.9%)等となっている。

表1 退職一時金の算定基礎

産業区分・年	退職一時金制度のある企業	退職一時金の算定基礎(複数回答)				
		退職時の賃金	退職時の賃金以外	別テーブル方式	点数(ポイント)方式	その他
調査産業計	134	17	116	16	94	8
製造業	80	10	71	7	60	5
前回(令和5年)						
調査産業計	143	23	123	22	96	7
製造業	82	12	72	13	57	3

(注1) 「その他」には、複数の方式を混在させた方式等が含まれる。

(注2) 退職一時金の算定基礎については平成27年調査から複数回答方式で調査している。

(2) 賃金改定と退職一時金の算定基礎との関係(表2)【集計表第2表、第3表】

調査産業計では、賃金改定の結果を退職一時金の算定基礎に自動的に反映させるのは32社(退職一時金の支払原資を社内で準備している企業131社の24.4%)で、

そのうち改定結果の全部を反映させるのが19社（32社の59.4%）、一部を反映させるのが13社（同40.6%）となっている。賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも自動的に反映させないのは99社（支払原資を社内で準備している131社の75.6%）で、そのうち算定基礎は賃金改定とは連動しないのが91社（99社の91.9%）となっている。

製造業では、改定結果を算定基礎に自動的に反映させるのは16社（支払原資を社内で準備している79社の20.3%）、必ずしも自動的に反映させないのは63社（同79.7%）となっている。

表2 賃金改定と退職一時金の算定基礎との関係

(社)

産業区分・年	退職一時金の支払原資を社内で準備している社数	賃金改定の結果を算定基礎に自動的に反映させる	賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも自動的に反映させない		反映させるか否かはその時点で判断	算定基礎は賃金改定とは連動しない	
			全部を反映	一部を反映			
調査産業計	131	32	19	13	99	8	91
製造業	79	16	10	6	63	4	59
前回(令和5年)							
調査産業計	140	33	22	11	105	11	94
製造業	81	18	13	5	62	5	57

(3) 定年到達前までの退職一時金の取扱い（表3）【集計表第4表】

一定の年齢や勤続年数で退職一時金を固定する制度があるのは、調査産業計では18社（集計131社の13.7%）で、固定する平均年齢は57.5歳、平均勤続年数は34.4年となっている。製造業では13社（集計79社の16.5%）で、平均年齢は57.3歳、平均勤続年数は34.3年となっている。

退職一時金が定年まで増えるのは、調査産業計では113社（集計131社の86.3%）で、内訳は「算定基礎給及び支給率ともに上昇」が17社（113社の15.0%）、「ポイントが増加」が76社（同67.3%）等となっている。製造業では66社（集計79社の83.5%）で、内訳は同様に11社（66社の16.7%）、45社（同68.2%）等となっている。

表3 定年前の退職一時金の取扱い

(社)

産業区分・年	集計社数	定年前に退職一時金額を固定	定年まで退職一時金が増加する	その他		
				算定基礎給及び支給率が上昇	ポイントが増加	その他
調査産業計	131	18	113	17	76	20
製造業	79	13	66	11	45	10
前回(令和5年)						
調査産業計	137	25	112	22	73	17
製造業	79	15	64	14	38	12

(4) 退職一時金受給資格付与に要する最低勤続期間(所要年数)(表4)【集計表第5表】

退職一時金の受給資格付与に要する最低勤続期間(所要年数)を退職理由別にみると、会社都合では調査産業計、製造業ともに「1年未満」とする企業が最も多く、それぞれ76社(集計131社の58.0%)、49社(同79社の62.0%)となっている。自己都合では調査産業計、製造業ともに「3年以上」とする企業が最も多く、それぞれ67社(同131社の51.1%)、42社(同79社の53.2%)となっている。

表4 退職一時金受給資格付与に要する所要年数

(社)

産業区分・年	集計社数	会社都合(定年を含む)				自己都合			
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
調査産業計	131	76	37	6	12	7	34	21	67
製造業	79	49	21	3	6	3	24	9	42
前回(令和5年)									
調査産業計	138	76	41	7	12	6	39	21	68
製造業	81	48	26	1	5	2	27	8	41

(5) 退職一時金制度の変更状況(表5)【集計表第6表】

最近2年間(令和5年7月~令和7年6月)に退職一時金制度を変更したのは、調査産業計では25社(集計134社の18.7%)となっている。変更内容は「算定基礎給の変更」が7社(25社の28.0%)、「算定方式の変更」が5社(同20.0%)、「支給率の変更」が3社(同12.0%)等となっている。製造業で変更したのは12社(集計80社の15.0%)となっている。

表5 退職一時金の変更状況

(社)

産業区分・年	集計社数	変更した	(複数回答)							変更していない
			算定基礎給の変更	算定方式の変更	支給率の変更	特別加算制度の変更	制度の新設	原資の一部又は全部を年金に移行	その他	
調査産業計	134	25	7	5	3	3	1	2	8	109
製造業	80	12	4	2	2	1	-	1	3	68
前回(令和5年)										
調査産業計	141	29	4	8	6	1	-	2	11	112
製造業	81	18	2	6	6	1	-	1	5	63

(注)「制度の新設」は令和7年に新設した項目

2 退職年金制度

(1) 退職年金制度の有無及びその種類(表6)【集計表第1表、第7表】

調査産業計で制度を採用しているのは144社で、「確定給付企業年金(規約型)」75社(制度のある144社の52.1%)、「確定給付企業年金(基金型)」35社(同24.3%)、「確定拠出年金(企業型)」104社(同72.2%)等となっている。

製造業で制度を採用しているのは86社で、「確定給付企業年金(規約型)」38社(制度のある86社の44.2%)、「確定給付企業年金(基金型)」27社(同31.4%)、「確定拠出年金(企業型)」64社(同74.4%)等となっている。

表6 退職年金制度の有無及び採用している年金の種類

(社)

産業区分・年	退職年金制度のある企業	採用している年金の種類(複数回答)					退職年金制度のない企業 退職一時金制度のみ
		確定給付企業年金	規約型	基金型	確定拠出年金(企業型)	その他の年金	
調査産業計	144	110	75	35	104	8	6
製造業	86	65	38	27	64	3	3
前回(令和5年)							
調査産業計	150	114	77	37	110	4	7
製造業	86	63	39	24	61	1	4

(注)「その他の年金」には、厚生年金基金や確定拠出年金(個人型)、企業独自の年金等が含まれる。

(2) 退職年金制度の変更状況（表7）【集計表第8表】

最近2年間（令和5年7月～令和7年6月）に制度を変更したのは、調査産業計では36社（集計144社の25.0%）となっている。変更した年金の種類は確定給付企業年金が21社（同14.6%）、確定拠出年金（企業型）が24社（同16.7%）等となっており、内容は、「予定利率・給付利率の引下げ」が7社（同4.9%）、「制度の新設」が3社（同2.1%）等となっている。製造業で制度を変更したのは19社（集計86社の22.1%）で、変更した年金の種類は確定給付企業年金が9社（同10.5%）、確定拠出年金（企業型）が15社（同17.4%）等となっている。

表7 退職年金制度の変更状況

産業区分・年	集計社数	変更した	（複数回答）			変更していない
			確定給付企業年金	確定拠出年金(企業型)	その他の年金	
			調査産業計	144	36	
製造業	86	19	9	15	-	67
前回(令和5年)						
調査産業計	150	28	24	15	-	122
製造業	86	13	11	7	-	73

(注) 「その他の年金」には、厚生年金基金や企業独自の年金等が含まれる。

(3) 年金の掛金（表8）【集計表第9-1表～第9-3表】

調査産業計で掛金の算定方法についてみると、確定給付企業年金（規約型）では「点数（ポイント）に単価を乗ずる」が31社（制度のある75社の41.3%）、「算定基礎に定率（全員同率）を乗ずる」が25社（同33.3%）で、確定給付企業年金（基金型）ではそれぞれ16社（制度のある35社の45.7%）、14社（同40.0%）等となっている。確定拠出年金（企業型）ではそれぞれ44社（制度のある104社の42.3%）、16社（同15.4%）等となっている。

調査産業計で確定給付企業年金（規約型、基金型）を採用している企業のうち、労働者の掛金負担があるのは、規約型では8社（集計75社の10.7%）、基金型では5社（同35社の14.3%）となっている。確定拠出年金（企業型）を採用している企業でマッチング拠出を導入しているのは60社（同104社の57.7%）となっている。

表8 掛金の算定方式（調査産業計）

(社)

年金の種類	制度のある企業	定額 〔全員同額〕	算定基礎に定率 (全員同率)を乗ずる	点数 (ポイント)に単価を乗ずる	性、年齢、勤続年数等に応じた額	算定基礎に性、年齢、勤続年数等に応じた率を乗ずる	その他
確定給付企業年金(規約型)	75	6	25	31	1	2	10
確定給付企業年金(基金型)	35	3	14	16	-	-	2
確定拠出年金(企業型)	104	8	16	44	-	-	36
前回(令和5年)							
確定給付企業年金(規約型)	77	6	24	33	1	2	10
確定給付企業年金(基金型)	37	1	14	17	1	1	3
確定拠出年金(企業型)	110	9	18	43	-	-	40

(注) 「その他」には、「定額+定率」等、複数の算定方法を併用している場合が含まれる。

3 退職金額

(1) 平均退職金支給額(表9、表10)【集計表第11表、第12表】

令和6年度1年間(決算期間)の平均退職金支給額を退職事由別にみると、調査産業計では定年退職19,368千円、会社都合15,031千円、自己都合5,012千円となっている。製造業では定年退職20,423千円、会社都合15,690千円、自己都合4,599千円となっている。

表9 退職事由別1人当たり平均退職金額

(社、千円)

産業区分・年度	定年退職		会社都合		自己都合	
	社数	退職金額	社数	退職金額	社数	退職金額
調査産業計	90	19,368	43	15,031	96	5,012
製造業	49	20,423	26	15,690	53	4,599
前回(令和5年度)						
調査産業計	87	18,783	46	13,999	91	4,875
製造業	48	18,433	29	11,543	50	4,812

(注) 金額には退職年金の掛金(事業主負担分)の現価額が含まれる。

男性定年退職者の退職金支給額を学歴、勤続年数別にみると、調査産業計では大学卒は勤続35年19,407千円、満勤勤続21,349千円、高校卒はそれぞれ13,307千円、20,289千円となっている。製造業では大学卒は勤続35年22,324千円、満勤勤続22,760千円、高校卒はそれぞれ11,530千円、18,550千円となっている。

表 10 勤続年数、学歴別定年退職者の平均退職金額（男性）

(千円)

産業区分・勤続年数・年	大学卒		高校卒	
	社数	退職金額	社数	退職金額
調査産業計				
勤続 35 年	20	19,407	11	13,307
満勤勤続	65	21,349	52	20,289
製造業				
勤続 35 年	12	22,324	6	11,530
満勤勤続	39	22,760	31	18,550
前回（令和 5 年）				
調査産業計				
勤続 35 年	13	18,676	5	13,198
満勤勤続	57	21,396	46	20,199
製造業				
勤続 35 年	7	18,410	4	12,832
満勤勤続	34	21,055	27	19,415

(2) モデル退職金（表11、表12）【集計表第13-1表、第13-9表、第13-13表】

定年退職した場合の退職金額は、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）25,588千円、高校卒事務・技術（総合職）23,579千円、高校卒生産19,418千円となっている。製造業はそれぞれ26,090千円、23,727千円、19,715千円となっている。

表 11 モデル退職金額（会社都合）

(千円)

職種、学歴、 産業区分	勤続 3 年	勤続 5 年	勤続 10 年	勤続 15 年	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 30 年	勤続 35 年	60 歳	定年
事務・技術(総合職)										
大学卒	(25 歳)	(27 歳)	(32 歳)	(37 歳)	(42 歳)	(47 歳)	(52 歳)	(57 歳)		
調査産業計	740	1,298	3,330	6,012	9,523	14,571	20,099	23,695	25,608	25,588
製造業	793	1,452	3,549	6,502	9,976	14,794	20,337	24,425	26,098	26,090
高校卒	(21 歳)	(23 歳)	(28 歳)	(33 歳)	(38 歳)	(43 歳)	(48 歳)	(53 歳)		
調査産業計	592	1,029	2,527	4,551	7,695	11,525	15,831	18,656	22,256	23,579
製造業	622	1,080	2,688	4,856	8,106	11,902	16,334	19,241	23,380	23,727
生産										
高校卒	(21 歳)	(23 歳)	(28 歳)	(33 歳)	(38 歳)	(43 歳)	(48 歳)	(53 歳)		
調査産業計	623	989	2,405	4,302	7,113	10,421	14,535	18,261	19,727	19,418
製造業	640	1,049	2,616	4,692	7,438	10,842	15,075	18,717	19,812	19,715

(注1) 退職年金制度を併用している企業においては、退職年金現価額が含まれている。

(注2) 年齢ごとに回答企業数に違いがあり、集計社数がそれぞれ異なる。

定年退職時のモデル退職金額での学歴間格差についてみると、大学卒事務・技術（総合職）を100として、調査産業計では高校卒事務・技術（総合職）は92.1、高校卒生産は75.9となっている。製造業ではそれぞれ90.9、75.6となっている。

表 12 モデル退職金額の学歴間格差

産業区分・年	定年	
	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	92.1	75.9
製造業	90.9	75.6
前回(令和5年)		
調査産業計	75.7	67.8
製造業	74.3	69.6

(注) 大学卒事務・技術(総合職)を100とした場合の高校卒の水準

(3) モデル退職金額の内訳(退職一時金額及び退職年金現価額)

【集計表第14-1表】

定年退職時の大学卒事務・技術(総合職)のモデル退職金額は、調査産業計では26,819千円となっており、その内訳は、退職一時金額が13,507千円、退職年金現価額が13,311千円となっている。製造業では27,548千円となっており、その内訳は、退職一時金額が13,422千円、退職年金現価額が14,126千円となっている。

4 定年制

(1) 定年制の有無及び定年年齢【集計表第15表】

定年制を採用しているのは調査産業計で集計149社の全て、製造業では集計89社の全てである。定年を「60歳」としているのが、調査産業計では105社(制度のある149社の70.5%)、製造業では67社(同89社の75.3%)、「65歳」がそれぞれ41社(同149社の27.5%)、21社(同89社の23.6%)となっている。

(2) 選択定年制(早期退職優遇制度)(表13、表14)【集計表第16表】

調査産業計では制度があるのは76社(集計148社の51.4%)で、うち勤続年数を要件とする企業は58社(制度がある76社の76.3%)、所要年数の平均は12.9年となっている。製造業で制度のある42社(集計88社の47.7%)のうち、勤続年数を要件とする企業は32社(制度のある42社の76.2%)、所要年数の平均は10.8年と

なっている。

制度の適用開始年齢をみると「50歳」が最も多く、調査産業計では28社（制度のある76社の36.8%）、製造業では16社（同42社の38.1%）となっている。

表 13 選択定年制の適用状況

(社)

産業区分・年	集計社数	制度あり	勤続年数の要件		制度なし
			要件あり	要件なし	
調査産業計	148	76	58	18	72
製造業	88	42	32	10	46
前回(令和5年)					
調査産業計	152	81	61	20	71
製造業	87	46	33	13	41

(注) 前回調査では、勤続年数の要件の有無について無回答の企業が存在する。

退職一時金の優遇措置があるのは、調査産業計では68社（制度のある76社の89.5%）で、定年退職と同等に扱う企業が37社（優遇措置のある68社の54.4%）、退職時の年齢に応じて支給額を加算する企業が33社（同48.5%）、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が9社（同13.2%）等となっている。製造業では優遇措置があるのは37社（制度のある42社の88.1%）で、退職時の年齢に応じて支給額を加算する企業が22社（優遇措置のある37社の59.5%）、定年退職と同様に扱う企業が21社（同56.8%）、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が3社（同8.1%）等となっている。

退職年金の優遇措置があるのは、調査産業計では6社（制度のある76社の7.9%）、製造業では2社（同42社の4.8%）となっている。

表 14 選択定年制による早期退職者に対する優遇措置

(社)

産業区分・年	制度あり (再掲)	退職 一時金 の優遇 あり	優遇措置(複数回答)				退職 年金の 優遇あり	その他 の優遇 あり
			定年 退職と 同等に 扱う	勤続年数 の加算	年齢に 応じた 加算	その他		
調査産業計	76	68	37	9	33	12	6	8
製造業	42	37	21	3	22	8	2	6
前回(令和5年)								
調査産業計	81	76	40	7	36	19	7	8
製造業	46	45	23	3	25	13	2	5

5 継続雇用制度

(1) 継続雇用制度【集計表第17表、第15表】

継続雇用制度を採用しているのは、調査産業計では140社（定年制のある149社の94.0%）、製造業では81社（同89社の91.0%）となっており、この全てで再雇用制度を採用している。勤務延長制度を採用しているのは調査産業計では3社（140社の2.1%）、製造業では2社（81社の2.5%）となっている。

(2) 再雇用時の雇用・就業形態（表15）【集計表第18表】

再雇用時の雇用・就業形態をみると、調査産業計では「嘱託社員」が最も多いとする企業が82社（集計140社の58.6%）、「契約社員」が34社（同24.3%）、「正社員」が8社（同5.7%）、「パート・アルバイト」が7社（同5.0%）等となっている。

製造業では「嘱託社員」が最も多いとする企業が48社（集計81社の59.3%）、「契約社員」が22社（同27.2%）、「正社員」が4社（同4.9%）、「パート・アルバイト」が3社（同3.7%）等となっている。

表 15 再雇用時において最も多い雇用・就業形態

産業区分・年	集計社数	(社)					
		正社員	契約社員	嘱託社員	パート・アルバイト	子会社・関連会社の従業員	その他
調査産業計	140	8	34	82	7	3	6
製造業	81	4	22	48	3	1	3
前回（令和5年）							
調査産業計	148	7	43	80	6	6	6
製造業	83	3	28	45	1	3	3

（注）「子会社・関連会社の従業員」には、再雇用時の雇用・就業形態にかかわらず子会社や関連会社で働く労働者全てを含む。

(3) 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較（表16）【集計表第19表】

再雇用制度を採用している企業について再雇用時と定年退職時の労働条件を比べてみると、調査産業計では所定労働時間が「定年退職時と同じ」企業は110社（計139社の79.1%）、定年退職時の「50%以上80%未満」「80%以上100%未満」がともに6（同4.3%）等となっている。基本給の時間単価は「50%以上80%未満」が84社（同139社の60.4%）、「50%未満」が23社（同16.5%）等となっている。

製造業では所定労働時間が「定年退職時と同じ」企業は70社(計80社の87.5%)、「80%以上100%未満」が2社(同2.5%)等となっている。基本給の時間単価は「50%以上80%未満」が59社(同80社の73.8%)、「50%未満」が6社(同7.5%)等となっている。

表 16 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較

(社)

産業区分・年	所定労働時間						基本給の時間単価					
	計	定年退職時の50%未満	50%以上80%未満	80%以上100%未満	定年退職時と同じ	その他	計	定年退職時の50%未満	50%以上80%未満	80%以上100%未満	定年退職時と同じ	その他
調査産業計	139	2	6	6	110	15	139	23	84	11	6	15
製造業	80	-	1	2	70	7	80	6	59	5	4	6
前回(令和5年)												
調査産業計	149	2	8	7	115	17	149	28	95	5	6	15
製造業	83	1	3	2	70	7	83	9	64	2	2	6

(4) 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(表 17) 【集計表第 20 表】

再雇用制度を採用している企業について、再雇用労働者の労働条件と定年年齢到達前の常用労働者の労働条件を比べると、調査産業計では再雇用労働者は定期昇給なしとする企業は112社(計139社の80.6%)、定年年齢到達前より低い水準が12社(同8.6%)、一時金(賞与)が低い水準が89社(同139社の64.0%)、支給なしが24社(同17.3%)等となっている。

製造業では定期昇給なしとする企業が62社(計80社の77.5%)、定年年齢到達前より低い水準が7社(同8.8%)、一時金(賞与)が低い水準が55社(同80社の68.8%)、同じ水準が10社(同12.5%)等となっている。

表 17 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(社)

産業区分・年	定期昇給					一時金(賞与)				
	計	低い水準	同じ水準	その他	昇給なし	計	低い水準	同じ水準	その他	支給なし
調査産業計	139	12	5	10	112	139	89	15	11	24
製造業	80	7	3	8	62	80	55	10	7	8
前回(令和5年)										
調査産業計	148	10	4	9	125	149	96	14	12	27
製造業	82	5	1	7	69	83	56	10	6	11